

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和3年10月29日(金)

午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

(栃木市市民交流センター)

4階 講義室

栃木市生活環境部保険年金課

令和3年度第3回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年10月29日(金)午後1時～

場 所 キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 栃木市国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて

資料1

(2) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び栃木市国民健康保険

規則の一部を改正する規則の制定について

資料2

(3) 令和2年度国民健康保険特別会計決算について

資料3

(4) 令和2年度データヘルス事業の実績について

資料4

(5) その他

5 閉 会

国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて

1. 国民健康保険税率の運用について

国民健康保険は、市町が個別に保険者として運営していました。被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多いなど構造的な課題があり、一般会計からの赤字繰入れ、税率の引上げ等、財政運営に問題がありましたが、平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市町は県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定することになりました。

① 県 ↔ 市町

- ・ 県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた市町の納付金額を確定し、徴収する。
- ・ 市町は、県が示した納付金を納付する。(財源は、徴収した保険税等)
- ・ 県は、市町に納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を提示する。
- ・ 県は、保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。

② 市町 ↔ 被保険者

- ・ 市町は、納付金や標準保険料率を参考に保険税率を決定し、保険税の賦課、徴収を行う。
- ・ 被保険者は、賦課された保険税を納付する。
- ・ 市町は、資格の確認、保険給付、保健事業等の業務を行う。

令和3(2021)年度栃木県国保特別会計当初予算(案)について

1. 国保事業費納付金の算定から保険税賦課徴収まで(イメージ)

< 県 >

① 国の示す方法に基づき国保事業月報等の実績から県全体の必要総額を推計し、納付金算定システムを活用し、国の示す係数を用いて市町の納める国保事業費納付金や公費等の額を算定する。

○ 県国保特別会計当初予算(案) R3(2021)予算(案)

歳出	普通交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等 約1,808億円 (約1,798億円)		うち 保険者努力支援制度 国 約11億円(約9億円) 県版 約20億円(約23億円)
	歳入	国保事業費納付金(市町) 約547億円 (約579億円)	公費(国・県)等 約614億円 (約622億円)

※ ()内はR2(2020)予算額

② 財政運営分科会において県と市町で納付金額を協議・決定する。

< 市町 >

③ 各市町は、国保事業費納付金と保健事業等の費用を、公費のほか被保険者から保険税として徴収する。

○ 各市町国保特別会計

歳出	国保事業費納付金		保健事業等
歳入	保険税 ※1	基金、繰越金等	公費 保険税軽減分 保険者努力支援制度等

保険税の
賦課・徴収

納入

市町村標準保険料率

※2

被保険者

※1 市町は標準保険料率を参考に、財政調整基金の残高や前年度繰越金の額も考慮して保険料率を決定する。

※2 県内統一の算定基準により、県が市町ごとに算定する。



2. 国民健康保険特別会計 財政状況

(単位：円)

区分	令和2年度実績額	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み	令和6年度見込み
事業費納付金	4,979,098,454	4,716,713,942	4,716,715,000	4,740,299,000	4,764,001,000

(1) 現行税率で試算

区分	令和2年度実績額	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み	令和6年度見込み
収入額	18,310,902,069	18,473,000,000	18,291,000,000	18,508,000,000	18,588,000,000
支出額	17,777,209,978	18,273,000,000	18,023,000,000	18,301,000,000	18,505,000,000
歳入歳出差引	533,692,091	200,000,000	268,000,000	207,000,000	83,000,000

基金積立金	402,936,164	533,692,000	100,000,000	140,000,000	110,000,000
-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

基金残高	2,158,512,031	2,692,204,031	2,792,204,031	2,932,204,031	3,042,204,031
------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(2) 栃木市の標準保険料率で試算 (令和3年度)

区分	令和2年度実績額	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み	令和6年度見込み
収入額	18,310,902,069	18,473,000,000	18,171,000,000	18,328,000,000	18,348,000,000
支出額	17,777,209,978	18,273,000,000	17,923,000,000	18,161,000,000	18,395,000,000
歳入歳出差引	533,692,091	200,000,000	248,000,000	167,000,000	△ 47,000,000

基金積立金	402,936,164	533,692,000	0	0	0
-------	-------------	-------------	---	---	---

基金残高	2,158,512,031	2,692,204,031	2,692,204,031	2,692,204,031	2,645,204,031
------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(3) 栃木県の市町村標準保険料率で試算 (令和3年度)

区分	令和2年度実績額	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み	令和6年度見込み
収入額	18,310,902,069	18,473,000,000	18,121,000,000	18,228,000,000	18,198,000,000
支出額	17,777,209,978	18,273,000,000	17,923,000,000	18,161,000,000	18,395,000,000
歳入歳出差引	533,692,091	200,000,000	198,000,000	67,000,000	△ 197,000,000

基金積立金	402,936,164	533,692,000	0	0	0
-------	-------------	-------------	---	---	---

基金残高	2,158,512,031	2,692,204,031	2,692,204,031	2,692,204,031	2,495,204,031
------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(参考) 事業費納付金

(単位：千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4,844,817	5,304,438	4,979,098	4,716,714

3. 令和3年度事業費納付金、標準保険料率について

国保事業費納付金（令和3年度）

年度	納付金	被保険者数	1人当たり納付金
令和2年度	4,979,098千円	36,375人	136,882円
令和3年度	4,716,714千円	36,570人	128,977円
比較	△262,384千円	195人	△7,905円

県が示した栃木市の標準保険料率（令和3年度）

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	7.60%	2.65%	2.17%	12.42%
均等割	29,151円	10,203円	11,235円	50,589円
平等割	21,456円	7,510円	6,201円	35,167円

県の市町村標準保険料率（令和3年度）

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	7.26%	2.60%	2.21%	12.07%
均等割	29,498円	10,328円	11,322円	51,148円
平等割	21,284円	7,452円	5,798円	34,534円

現行税率

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	8.20%	2.60%	2.40%	13.20%
均等割	32,300円	10,200円	12,900円	55,400円
平等割	23,800円	7,500円	6,000円	37,300円

4. 課税限度額の引き上げ

本市の保険税の課税限度額は、現在93万円となっているが、高額所得者の負担能力に応じた課税を図るため、99万円に引き上げる。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	計
現行	58万円	19万円	16万円	93万円
改正案	63万円	19万円	17万円	99万円

国民健康保険税率見直し検討スケジュール(案)

	令和3年度												令和4年度			備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月
庁議等			6/11 ● 庁議 (見直方針)							● 庁議 (修正案審議)	● 庁議 (条例案審議)						
議会関係			● 正副議長レクチャー (見直方針)								● 正副議長レクチャー (修正案) ↓ ● 議員研究会 (修正案の説明)	● 正副議長レクチャー (修正案) ↓ ● 定例市議会 (議案の審議)					↑ 新税率賦課
国保運営協議会			7/7 第2回 ● (税率の検討)			10/29 第3回 ● (税率の検討)	11/ 第4回 ● (税率の検討)			第5回 ● (税率の検討)	● 答申						
その他		● 正副市長レクチャー (見直方針)		● 運営協議会へ諮問						● 正副市長レクチャー (修正案)	● 例規審査委員会 ● 議案提出		● 県に資料提出	★ 条例施行			→ 市民への周知(広報誌、ホームページ等) (広報とちぎ 2回程度掲載)

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び栃木市
国民健康保険規則の一部を改正する規則の制定について

1 出産育児一時金について

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険などの被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、条例で規定している。

2 改正の概要

健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改定するものである。

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算額の支給総額を420,000円に維持するものであり、総額は420,000円で変わらない。

《改正前420,000円》	《改正後420,000円》
産科医療補償制度掛金加算 16,000円	産科医療補償制度掛金加算 12,000円
出産育児一時金本来分 404,000円	出産育児一時金本来分 408,000円

※産科医療補償制度掛金の加算分は、栃木市国民健康保険規則（第47条の2）の改正により加算の額「16,000円」を「12,000円」に改める。

※産科医療補償制度とは

平成21年1月に創設された制度で、通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺となった子どもとその家族に対し補償金（3,000万円）が支払われるもの。この制度は分娩機関が加入し掛金を支払うものだが、出産育児一時金に加算して支給している。

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 号 (保険年金課)

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現

行

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

改 正 案

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

栃木市国民健康保険規則の一部を改正する規則

栃木市国民健康保険規則（平成22年栃木市規則第137号）の一部を次のように改正する。

第47条の2中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の栃木市国民健康保険規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

栃木市国民健康保険規則の一部を改正する規則

現

行

(出産育児一時金の支給の特例)

第47条の2 出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、栃木市国民健康保険条例(平成22年栃木市条例第156号。以下「条例」という。)第8条第1項ただし書の規定に基づき1万6,000円を加算する。

改 正 案

(出産育児一時金の支給の特例)

第47条の2 出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条
ただし書に規定する出産であると認められるときは、栃木市国民健康保険条例（平成22年
栃木市条例第156号。以下「条例」という。）第8条第1項ただし書の規定に基づき1万
2,000円を加算する。

令和2年度栃木市国民健康保険特別会計決算総括表

(単位:円)

歳入	款	当初予算額	補正額	計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1.	国民健康保険税	3,898,196,000	0	3,898,196,000	5,938,943,974	4,021,987,667	199,212,976	1,717,743,331
2.	一部負担金	4,000	0	4,000	1,169,659	1,044,715	0	124,944
3.	使用料及び手数料	2,401,000	0	2,401,000	2,394,140	2,394,140	0	0
4.	国庫支出金	1,000	1,438,000	1,439,000	16,801,000	16,801,000	0	0
5.	県支出金	12,953,548,000	30,520,000	12,984,068,000	12,411,863,371	12,411,863,371	0	0
6.	財産収入	1,000	0	1,000	388,164	388,164	0	0
7.	繰入金	1,378,193,000	△ 38,963,000	1,339,230,000	1,339,228,076	1,339,228,076	0	0
8.	繰越金	1,000	432,814,000	432,815,000	432,815,855	432,815,855	0	0
9.	諸収入	19,464,000	19,704,000	39,168,000	89,626,760	84,379,081	0	5,247,679
10.	市債	1,000	0	1,000	0	0	0	0
	合計	18,251,810,000	445,513,000	18,697,323,000	20,233,230,999	18,310,902,069	199,212,976	1,723,115,954

(単位:円)

歳出	款	当初予算額	補正額	流用及び予備費充用	計	支出済額	不用額
1.	総務費	217,087,000	△ 602,000	0	216,485,000	198,527,471	17,957,529
2.	保険給付費	12,791,552,000	1,202,000	0	12,792,754,000	11,983,707,872	809,046,128
3.	国民健康保険事業費納付金	5,059,422,000	△ 79,567,000	0	4,979,855,000	4,979,098,454	756,546
4.	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
5.	保健事業費	135,649,000	0	0	135,649,000	82,691,130	52,957,870
6.	積立金	1,000	402,936,000	0	402,937,000	402,936,164	836
7.	公債費	166,000	0	0	166,000	0	166,000
8.	諸支出金	17,932,000	121,544,000	0	139,476,000	130,248,887	9,227,113
9.	予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	0	30,000,000
	合計	18,251,810,000	445,513,000	0	18,697,323,000	17,777,209,978	920,113,022

歳入歳出差引残額 533,692,091 円

令和2年度栃木市国民健康保険特別会計決算事項明細書

(単位:円)

歳入	科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
1款	国民健康保険税	3,898,196,000	5,938,943,974	4,021,987,667	前年度比 98.53% 収入額前年度比 対前年度比 0.94 収入額前年度比 98.56% 収入額前年度比 △ 60,175,633円 還付未済額 7,605,254円
	一般被保険者国民健康保険税	3,896,367,000	5,927,092,038	4,019,159,893	一般 合計 医療 現年分 67.68% 後支 現年分 90.18% 介護 現年分 90.17% 医療 滞繰分 87.56% 後支 滞繰分 19.03% 介護 滞繰分 18.60% 滞繰分 20.20% 対前年度比 0.99 収入額前年度比 68.77% 収入額前年度比 △ 1,284,240
	退職被保険者等国民健康保険税	1,829,000	11,851,936	2,827,774	退職 合計 医療 現年分 0.00% 後支 現年分 0.00% 介護 現年分 0.00% 医療 滞繰分 23.92% 後支 滞繰分 24.38% 介護 滞繰分 23.11% 対前年度比 0.99 収入額前年度比 68.77% 収入額前年度比 △ 1,284,240
2款	一部負担金	4,000	1,169,659	1,044,715	前年度比 #DIV/0!
	一部負担金	4,000	1,169,659	1,044,715	現年分
3款	使用料及び手数料	2,401,000	2,394,140	2,394,140	前年度比 102.14%
	手数料	2,401,000	2,394,140	2,394,140	保険税督促手数料
4款	国庫支出金	1,439,000	16,801,000	16,801,000	前年度比 74.12%
	国庫補助金	1,439,000	16,801,000	16,801,000	前年度比 74.12%
	災害臨時特例補助金	1,000	15,919,000	15,919,000	災害臨時特例補助金
	社会保障・税番号システム整備費補助金	1,438,000	882,000	882,000	社会保障・税番号システム整備費補助金

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
5款 県支出金	12,984,068,000	12,411,863,371	12,411,863,371	前年度比 96.73% △ 420,118,200円
県交付金	12,984,067,000	12,411,863,371	12,411,863,371	
普通交付金	12,732,227,000	11,934,677,371	11,934,677,371	療養給付費等に係る普通交付金
特別交付金	251,840,000	477,186,000	477,186,000	保険者努力支援分(国庫分) 66,968,000 円 特別調整交付金分(国庫分) 218,802,000 円 保険者努力支援分(県費分) 154,898,000 円 特定健康診査等に係る負担金(国庫・県費分) 33,098,000 円 特定健康診査等負担金分(過年度分) 3,420,000 円
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	
6款 財産収入	1,000	388,164	388,164	前年度比 3313.68% 376,450円
財産運用収入	1,000	388,164	388,164	保険財政調整基金利子
7款 繰入金	1,339,230,000	1,339,228,076	1,339,228,076	前年度比 95.22% △ 67,248,837円
他会計繰入金	1,339,229,000	1,339,228,076	1,339,228,076	保険基礎安定繰入金(保険税軽減分) 702,063,344 円 保険基礎安定繰入金(保険者支援分) 371,793,868 円 出産育児一時金繰入金 28,000,000 円 人件費繰入金 122,609,000 円 事務費繰入金 86,508,000 円 地方単独事業保険給付費繰入金 28,253,864 円
基金繰入金	1,000	0	0	

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
8款 繰越金	432,815,000	432,815,855	432,815,855	前年度比 62.32% △ 261,740,508円
前年度繰越金	432,815,000	432,815,855	432,815,855	前年度繰越金
9款 諸収入	39,168,000	89,626,760	84,379,081	前年度比 114.75% 10,848,453円
延滞金、加算金及び過料	11,017,000	24,846,079	24,846,079	
市預金利子	1,000	0	0	預金利子
雑入	28,150,000	64,780,681	59,533,002	第三者納付金 28,107,280 円 返納金 11,658,001 円 雇用保険料等 19,767,721 円
10款 市債	1,000	0	0	
財政安定化基金借入金	1,000	0	0	
歳入合計	18,697,323,000	20,233,230,999	18,310,902,069	前年度比 95.80% △ 802,830,330円

(単位:円)

歳出

科目	予算現額	支出済額	不用額	備考
1款 総務費	216,485,000	198,527,471	17,957,529	前年度比 97.18% △ 5,769,337円
職員人件費				16人 105,697,054円
県市町村総合事務組合負担金				9,627,768円
会計年度任用職員共済費				2,030,287円
国民健康保険事務費	182,740,000	170,597,275	12,142,725	41,792,410円(電算処理委託料他)
会計年度任用職員人件費(保険医療費)				7,099,309円(レセプト点検事務員報酬等)
会計年度任用職員人件費(収税課)				1,992,675円(収納員報酬他)
会計年度任用職員人件費(健康増進課)				2,357,772円(栄養指導員報酬)
連合会負担金	4,040,000	3,973,500	66,500	
賦課徴収費	28,768,000	23,788,696	4,979,304	賦課事務費 17,840,382円(電算処理委託料他)
				マルチポイント口座振替事業費 382,812円(ネットワーク使用料他)
				徴収事務費 5,565,502円(電算処理委託料他)
運営協議会費	937,000	168,000	769,000	
2款 保険給付費	12,792,754,000	11,983,707,872	809,046,128	前年度比 95.85% △ 518,943,123円
一般被保険者療養給付費	10,864,084,000	10,306,604,169	557,479,831	前年度からの増減 前年度比 96.00% 607,886件 △ 13,539件
退職被保険者等療養給付費	10,000,000	62,006	9,937,994	1.30% 7件 △ 353件
一般被保険者療養費	102,383,000	99,144,417	3,238,583	114.84% 9,403件 △ 1,950件
退職被保険者等療養費	50,000	5,719	44,281	25.81% 1件 △ 3件
審査支払手数料	34,845,000	31,383,412	3,461,588	96.51% 621,453件 △ 41,636件
一般被保険者高額療養費	1,718,265,000	1,493,502,235	224,762,765	94.07% 20,974件 △ 2,883件
退職被保険者等高額療養費	500,000	0	500,000	0.00% 0件 △ 5件
一般被保険者高額介護合算療養費	1,600,000	713,379	886,621	69.62% 28件 △ 12件

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
退職被保険者等高額介護合算療養費	100,000	0	100,000	0件 0件
一般被保険者移送費	300,000	0	300,000	0件 0件
退職被保険者等移送費	100,000	0	100,000	0件 0件
出産育児一時金	42,000,000	36,889,100	5,110,900	95.54% 88件 △ 8件
支払手数料	29,000	18,270	10,730	96.67% 210円×87件 △ 3件
葬祭費	16,600,000	15,100,000	1,500,000	100.67% 5万円×302件 2件
傷病手当金	1,898,000	285,165	1,612,835	2件 2件
3款 国民健康保険事業費納付金	4,979,855,000	4,979,098,454	756,546	前年度比 93.87% △ 325,339,924円
一般被保険者医療給付費分	3,469,994,000	3,469,993,191	809	一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金
退職被保険者等医療給付費分	572,000	0	572,000	退職被保険者等医療給付費分国保事業費納付金
一般被保険者後期高齢者支援金分	1,104,710,000	1,104,709,845	155	一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	183,000	0	183,000	退職被保険者等後期高齢者支援金等分国保事業費納付金
介護納付金分	404,396,000	404,395,418	582	介護納付金分国保事業費納付金
4款 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	
5款 保健事業費	135,649,000	82,691,130	52,957,870	前年度比 76.65% △ 25,194,948円
特定健康診査等事業費	89,440,000	54,200,811	35,239,189	特定健康診査事業費 52,843,539 円 (特定健診委託料 6,862件他) 特定保健指導事業費 1,357,272 円 (保健師報償金他)
保健衛生普及費	46,209,000	28,490,319	17,718,681	人間ドック検診事業費 13,797,424 円 (検診委託料 688件他) 医療費通知事業費 3,702,382 円 (郵便料他 40,136件)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
保健衛生普及費				後発医薬品差額通知事業費 199,993 円(郵便料他 1,439件) 国保歯周疾患検診事業費 582,332 円(検診委託料 166件) デ-タヘルス事業費 6,517,878 円(会計年度任用職員報酬他) 糖尿病性腎症重症化予防事業費 1,491,991 円(保健指導委託料他) 会計年度任用職員共済費 297,195 円
6款 積立金	402,937,000	402,936,164	836	前年度比 84.63% △ 73,179,550円
保険財政調整基金積立金	402,937,000	402,936,164	836	
7款 公債費	166,000	0	166,000	前年度比 0円
利子	165,000	0	165,000	一時借入金利子
財政安定化基金償還金	1,000	0	1,000	
8款 諸支出金	139,476,000	130,248,887	9,227,113	前年度比 161.47% 49,585,387円
一般被保険者保険税還付金	26,900,000	18,598,900	8,301,100	一般被保険者過誤納還付金
退職被保険者等保険税還付金	500,000	0	500,000	退職被保険者等過誤納還付金
償還金	89,598,000	89,597,520	480	国県支出金返還金
一般被保険者還付加算金	500,000	105,000	395,000	一般被保険者過誤納還付加算金
退職被保険者還付加算金	30,000	0	30,000	退職被保険者等過誤納還付加算金
繰出金	21,948,000	21,947,467	533	一般会計繰出金
9款 予備費	30,000,000	0	30,000,000	
予備費	30,000,000	0	30,000,000	
歳出合計	18,697,323,000	17,777,209,978	920,113,022	前年度比 95.19% △ 898,871,495円

1. 特定健康診査未受診者受診勧奨事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
受診勧奨通知数	3,000 件	3,000 件	

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
特定健診受診率	45%	60%	特定健診受診者数 ÷ 特定健診対象者数

(2) 実績

① 受診勧奨通知数

年度	受診勧奨通知数
H30	4,000 件
R1	18,196 件
R2	21,655 件

② 特定健診受診率

年度	特定健診対象者数	特定健診受診者数	特定健診受診率
H30	28,160 人	8,661 人	30.8%
R1	27,296 人	9,104 人	33.4%
R2	26,936 人	7,177 人	26.6%

(3) 評価

未受診者受診勧奨事業は、通知数は 21,655 件であり、中間目標（2020 年度）を達成した。特定健康診査実施率は、前年度より 6.8 ポイント減少している。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと推察されるが、目標値を達成するには、今後、大幅な受診者増が必要である。

(4) 改善策等

この事業については、栃木市国民健康保険データヘルス計画（第2期）中間評価により、受診率向上に向けた取り組みを強化するため、事業名を「特定健康診査受診率向上事業」に変更する予定である。

2. 特定保健指導事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
特定保健指導実施率	51%	60%	特定保健指導終了者数 ÷ 特定保健指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
メタボ該当者及び予備群の減少率	22.5%	25%	メタボ該当者・予備群者の減少数 (平成20年度の推計者数－当該年度の推計者数) ÷ メタボ該当者・予備群者数 (平成20年度の推計者数)

(2) 実績

① 特定保健指導実施率

年度	動機付け支援			積極的支援			合計		
	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)
H30	718	241	33.6	234	40	17.1	952	281	29.5
R1	794	165	20.8	196	18	9.2	990	183	18.5
R2	640	185	28.9	181	33	18.2	821	218	26.6

② メタボ該当者及び予備群の減少率

年度	メタボ該当者及び予備群の減少率
H30	16.4%
R1	22.7%
R2	17.0%

(3) 評価

特定保健指導実施率は前年度と比べ、動機付け支援は 8.1 ポイント、積極的支援は 9 ポイント増加した。また、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、前年度より 5.7 ポイント減少した。

(4) 改善策等

特定保健指導の実施率向上のため、通知での参加勧奨だけではなく、集団検診等の場を活用し、対面による参加勧奨を実施していく。また、対象者に合わせて個別に対応する等、柔軟な指導体制をつくり、対象者が脱落することなく、特定保健指導を終了することができるように取り組んで行く。

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
指導実施率	20%	25%	重症化予防指導者数÷指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
生活習慣改善率	90%	90%	アンケートによる本人の評価を集計する

(2) 実績

①指導実施率

年度	指導対象者数	保健指導実施者数	プログラム修了者	指導実施率
H30	68人	11人	11人	16.2%
R1	119人	16人	14人	11.8%
R2	102人	14人	14人	13.7%

②生活習慣改善率

年度	プログラム修了者	生活習慣改善者	改善率
H30	11人	11人	100.0%
R1	14人	14人	100.0%
R2	14人	14人	100.0%

※開始時と指導6ヶ月目のアンケート結果による

(アンケートの内訳)

	改善	維持	低下
食事療法	14人	0人	0人
運動療法	8人	6人	0人
薬物療法	1人	13人	0人
セルフモニタリング	12人	1人	1人

※セルフモニタリング…本人が体重、血圧等の測定を行い、療養の改善に繋げること

(3) 評価

指導対象者 102 人に対し、プログラム終了者は 14 人、指導実施率は 13.7%であり、昨年度より 1.9 ポイント増加した。

プログラム終了者に対するアンケートの結果、食事・運動・薬物療法・セルフモニタリングのほぼ全ての項目において、改善・維持を示しており、前向きに生活習慣の改善に取り組まれている。

(4) 改善策等

6 ヶ月間の面接・電話による保健指導により、生活習慣の改善に取り組むことができた。今後も保健指導実施者が脱落せずに継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していく。

4. 受診行動適正化指導事業（重複受診、頻回受診、重複服薬）

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
指導実施率	87%	90%	保健指導実施者数 ÷ 保健指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
指導完了者の受診行動適正化率	47%	50%	レセプトから受診頻度、受診医療機関数、薬剤の投与数を確保する。 受診行動が適正化された人数 ÷ 保健指導実施者数・特定健診受診者数

(2) 実績

①指導実施率

年度	保健指導対象者数	保健指導実施者数	指導実施率
H30	13 人	11 人	84.6%
R1	10 人	7 人	70.0%
R2	10 人	7 人	70.0%

②受診行動適正化率

年度	保健指導実施者数	受診行動適正化の人数	受診行動適正化率
H30	11 人	4 人	36.4%
R1	7 人	5 人	71.4%
R2	7 人	6 人	85.7%

(3) 評価

指導実施率は、中間目標(2020年度)を達成できていないが、受診行動適正化率は達成できた。

(4) 改善策等

事前のレセプト確認において、なぜ重複・頻回受診、重複服薬になっているかを十分に分析し、対象者を絞り込み、効率的な保健指導の実施に努める。また令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、対面ではなく電話での指導としたが、今後は感染対策に留意しながら、対面指導ができるよう、検討していく。

5. 健診異常値放置者受診勧奨事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
対象者への通知数	400 件	400 件	

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
対象者の医療機関受診率	15%	20%	通知後、医療機関を受診した人数 ÷ 通知者数

(2) 実績

①対象者への通知数

年度	対象者数	受診勧奨通知数
H30	444 人	444 件
R1	494 人	494 件
R2	499 人	499 件

②対象者の医療機関受診率

年度	通知者数	医療機関受診者数	医療機関受診率
H30	444 人	67 人	15.1%
R1	494 人	80 人	16.2%
R2	499 人	71 人	14.2%

(3) 評価

レセプト及び健診データを基に抽出された対象者すべてに通知したため、通知数は中間目標（2020年度）を達成した。

通知を見ない人や通知を見ても受診しない人がおり、通知後の電話勧奨がより効果的であるが、電話番号が分からない、電話が繋がらない等の理由により、全体の4割弱にしか電話できなかったが、医療機関受診者数の増加により、医療機関受診率は中間目標（2020年度）を達成した。

(4) 改善策等

電話勧奨については、平日の昼間は留守にしている世帯も多く、時間帯を考え、夕方以降に再度電話をかけるよう対応したが、やはり繋がらない人が多いので、電話による勧奨ができなかった場合のフォローアップ方法について、検討する。

6. 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
対象者への通知数	100 件	100 件	

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
対象者の医療機関受診率	18.5%	20%	通知後、医療機関を受診した人数 ÷ 通知者数

(2) 実績

①対象者への通知数

年度	対象者数	受診勧奨通知数
H30	53 人	53 件
R1	99 人	99 件
R2	94 人	94 件

②対象者の医療機関受診率

年度	通知者数	医療機関受診者数	医療機関受診率
H30	53 人	19 人	35.8%
R1	99 人	29 人	29.3%
R2	94 人	28 人	29.8%

(3) 評価

通知数は中間目標（2020 年度）を下回っているが、対象者全員に通知することができた。また、医療機関受診率については、中間目標（2020 年度）を達成した。

(4) 改善策等

対象者選定の精度を高めるため、医科レセプトと調剤レセプトを突合するなど、抽出方法について、検討する。

また、電話による勧奨ができなかった場合のフォローアップ方法について、検討する。

7. ジェネリック医薬品差額通知事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
対象者への通知数	2,400 件	2,400 件	

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値		成果の確認・算出方法等
	2020 (R2) 年度	2023 (R5) 年度	
ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）	80%	85%	栃木県国民健康保険団体連合会ジェネリック医薬品効果分析システムにより確認

(2) 実績

①対象者への通知数

年度	通知対象数	受診勧奨通知数
H30	2,068 件	2,065 件
R1	1,732 件	1,724 件
R2	1,448 件	1,439 件

②ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）

年度	普及率	備考
H30	77.8%	平成 31 年 3 月調剤分
R1	80.0%	令和 2 年 3 月調剤分
R2	83.2%	令和 3 年 3 月調剤分

※国保連合会ジェネリック医薬品効果分析システムによる

(3) 評価

ジェネリック医薬品差額通知については、通知数は、中間目標（R2 年度）を下回っているが、一部の受け取り拒否者を除き、対象者全員に通知した。

普及率については、中間目標（R2 年度）を達成した。

(4) 改善策等

ジェネリック医薬品の普及については、普及率が上がってきているため、通知対象者が減少している。医療費削減効果が大きく、財政健全化に効果的であることから、今後も引き続き普及啓発を図っていく。

